

# 13 自衛隊協力要請業務

第77回国民体育大会の運営に万全を期するため、県及び会場地市町村は、自衛隊に協力を要請する。

## 1 業務の概要

業務名	内 容	県	会場地 市町村	県競技 団体	自衛隊
協力要請意向調査実施	県は、会場地市町村に対し、自衛隊協力要請意向調査を実施する。	◎	○	○	
自衛隊協力基本方針策定	県は、自衛隊に協力を要請する基本的な事項について方針を定める。	◎			
自衛隊協力要請計画書の作成	① 自衛隊協力要請基本計画（案）の作成 県は、自衛隊協力要請を予定する会場地市町村に対し、自衛隊協力要請基本計画（案）について調査し、会場地市町村は、県競技団体と協議・調整のうえ、自衛隊協力要請基本計画書（案）を作成し、県へ提出する。	◎	○	○	
	② 自衛隊協力要請計画書の作成 県は、会場地市町村から提出された自衛隊協力要請基本計画（案）について、会場地市町村、県競技団体及び自衛隊と協議・調整のうえ、自衛隊協力要請計画書を作成し、自衛隊に協力要請を行う。	◎	○	○	○
自衛隊協力に関する協定の締結	県は自衛隊と協力に関する協定を締結する。	◎			◎
自衛隊協力に関する覚書の交換	会場地市町村は自衛隊と協力に関する覚書を交換する。		◎		◎
自衛隊による支援協力	自衛隊は国体競技会に対する支援・協力を行う。				◎
感謝状の贈呈	県は、国体終了後、自衛隊に対して感謝状を贈呈する。	◎			

## 2 業務推進上の留意点

- (1) 業務の推進にあたっては、県、会場地市町村、県競技団体と十分連携を図ること。
- (2) 競技別リハーサル大会についても協力要請を行う場合は、同様の手続きによる。

<参考>

### いちご一会とちぎ国体 自衛隊協力要請基本方針 (令和2年2月14日)

<p>1 趣旨 いちご一会とちぎ国体の競技会運営に万全を期すため、自衛隊に協力を要請することとし、その基本的事項を定めるものとする。</p> <p>2 協力要請の範囲 協力を要請する範囲は、競技会の運営に係る次の事項に関することを基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信に関すること。</li> <li>(2) 輸送に関すること。</li> <li>(3) 医療及び救急に関すること。</li> <li>(4) 会場内外の整理に関すること。</li> <li>(5) その他競技会の運営に関すること。</li> </ol> <p>3 協力要請期間 協力要請期間は、協力要請業務の遂行上必要な期間とする。</p> <p>4 協力要請手続 協力要請手続きは、次により進めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協力要請基本計画書の作成 協力を要請する県外の競技会を運営するいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び県内の競技会を運営するいちご一会とちぎ国体会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、それぞれ関係競技団体と協議・調整の上、協力要請計画書案を作成する。また、市町実行委員会は、作成した協力要請基本計画書を県実行委員会に提出する。</li> <li>(2) 協力要請計画書の作成 県実行委員会は、4(1)の協力要請基本計画書について、自衛隊及び市町実行委員会と協議・調整の上、協力要請計画書を作成する。</li> <li>(3) 協力要請 協力要請計画書に基づき、県実行委員会会長は防衛大臣に対し、協力を要請する。</li> <li>(4) 協定締結 県実行委員会は、協力要請後、自衛隊と協力に関する協定を締結する。</li> </ol> <p>5 業務分担 県実行委員会と市町実行委員会との業務分担は概ね次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県実行委員会が分担する業務 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 自衛隊及び関係機関との連絡調整並びに協力要請計画書の作成</li> <li>イ 自衛隊への協力要請及び協定締結</li> <li>ウ 全般的な協力要請に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与</li> </ol> </li> </ol>
--

(2) 市町実行委員会が分担する業務

- ア 関係競技団体との連絡調整及び協力要請計画書案の作成
- イ 協定締結に基づく競技種目別覚書の交換
- ウ 自衛隊との細部事項に係る連絡及び調整
- エ 競技種目別協力要請業務に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与

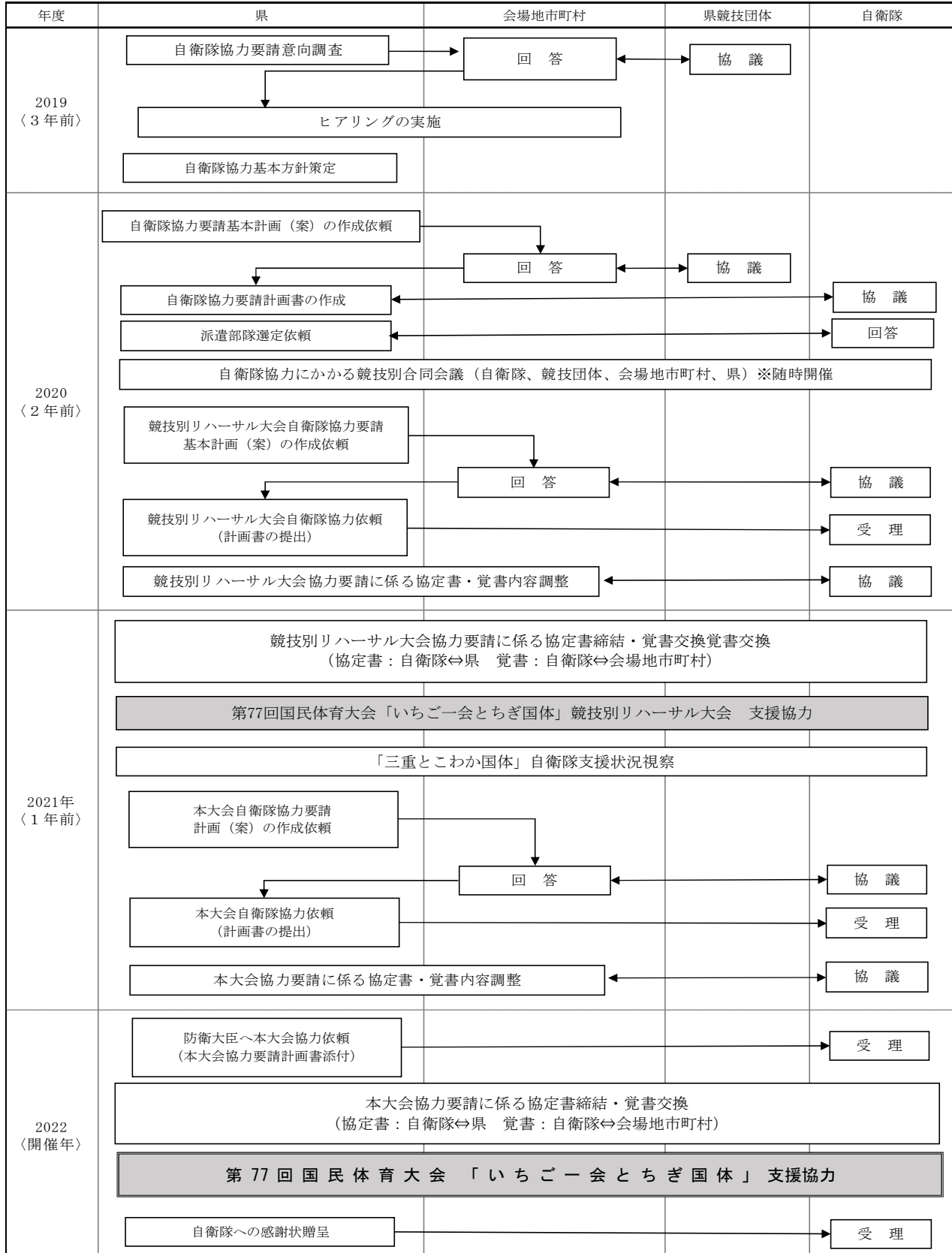
6 経費負担区分

県実行委員会及び市町実行委員会は、前項の業務分担に基づき必要な経費をそれぞれ負担する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、自衛隊への協力要請に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

いちご一会とちぎ国体 自衛隊協力要請業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。